

# 付 属 資 料

○西郷村総合振興審議会条例（平成11年6月28日条例第11号）

西郷村総合振興審議会条例

平成11年6月28日  
条例第11号

改正

平成24年12月19日条例第23号

平成30年12月20日条例第23号

（設置）

第1条 西郷村のむらづくりを、土地利用の調和と地域間の均衡などの整合を図りながら計画的に推進するため、振興計画、土地利用計画等に関して審議をする機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、西郷村総合振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、村長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- （1）西郷村総合振興計画に関すること。
- （2）西郷村工業開発計画及び工業導入に関すること。
- （3）西郷村観光開発計画に関すること。
- （4）西郷村商業振興計画に関すること。
- （5）公害防止のための規制に関すること。
- （6）西郷村が実施する大規模開発（5ヘクタール以上）計画に関すること。
- （7）総合的なむらづくり計画に関すること。
- （8）西郷村土地利用計画に関すること。
- （9）その他村長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 次に掲げる者のうちから、村長が任命する委員をもって組織する。

- （1）識見を有する者 4人以内
- （2）村議会の議員 7人以内
- （3）村内各種団体、機関の代表 3人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

（臨時委員）

第5条 審議会に、特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、村長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し議長となる。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、村長が招集し議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数以上が出席しなけ

れば開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の庶務を処理するための事務局を、企画政策課に置く。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(西郷村総合開発審議会条例の廃止)

2 西郷村総合開発審議会条例（昭和46年西郷村条例第18号）は、廃止する。

附 則（平成24年12月19日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 西郷村総合振興審議会委員名簿

役 職	氏 名	委員選任区分	所 属 等
会 長	有 賀 悌 三	識 見 を 有 す る 者	
副 会 長	遠 藤 玉 美	村内各種団体、機関の代表	西郷村婦人会連絡協議会
委 員	勝 又 千 賀 子	識 見 を 有 す る 者	
〃	金 田 裕 二	識 見 を 有 す る 者	
〃	石 川 格 子	識 見 を 有 す る 者	
〃	真 船 正 康	村 議 会 の 議 員	西郷村議会議長
〃	鈴 木 武 男	村 議 会 の 議 員	西郷村議会副議長
〃	後 藤 功	村 議 会 の 議 員	西郷村議会総務常任委員
〃	鈴 木 勝 久	村 議 会 の 議 員	西郷村議会産業建設常任委員
〃	藤 田 節 夫	村 議 会 の 議 員	西郷村議会文教厚生常任委員
〃	大 越 則 恵	村内各種団体、機関の代表	西郷くらしの会
〃	金 子 豊	村内各種団体、機関の代表	(独)国立那須甲子青少年自然の家 前任者：津久井 賢 (前所長)

○西郷村国土利用計画策定会議設置要綱（平成25年3月19日訓令第11号）

西郷村国土利用計画策定会議設置要綱

平成25年3月19日  
訓令第11号

改正平成31年2月27日訓令第5号

（設置）

第1条 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づき、村の区域における国土の利用に関し計画を策定するため、西郷村国土利用計画策定会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副村長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）教育長

（2）各課等（村長部局の課及び室、議会事務局、教育委員会事務局の課並びに農業委員会事務局をいう。以下同じ。）の長

（委員長の職務）

第3条 委員長は、村長の命を受け会議の事務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、企画政策課長がその職務を代理する。

（幹事会）

第4条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会議に付議する事案をあらかじめ調整し、会議において処理すべきもののうち軽微なものを処理する。

3 幹事会の幹事は、各課等の係長の職にある者（これに相当する者を含む。）をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて企画政策課長が招集し、その議長となる。

5 幹事会は、事案に関係する幹事のみで開催することができる。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、企画政策課で処理する。

2 会議に、必要に応じ、企画、調査、資料の収集、連絡調整等の事務を担当させるため国土利用計画策定主任を置く。

3 国土利用計画策定主任は、職員のうちから村長が任命する。

（雑則）

第6条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（西郷村国土利用計画策定会議設置要綱の廃止）

2 西郷村国土利用計画策定会議設置要綱（昭和62年西郷村要綱第1号）は、廃止する。

附 則（平成31年2月27日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

2 企 諮 第 1 号  
令和2年2月4日

西郷村総合振興審議会  
会 長 有 賀 悌 三 様

西郷村長 高 橋 廣 志

国土利用計画〔西郷村計画〕（案）に関する諮問について

西郷村総合振興審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

令和元年度 諮問第1号 国土利用計画〔西郷村計画〕（案）について

西郷村長 高橋 廣志 様

西郷村総合振興審議会  
会長 有 賀 悌 三

国土利用計画（西郷村計画）（案）について（答申）

本審議会では、令和11年を目標年次とする「国土利用計画（西郷村計画）」の策定について諮問を受け、村民としての視点に立ち、専門的な見地を踏まえ慎重に審議した結果、本計画（案）は適切であると認め、下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 再生可能エネルギー発電設備の設置事業に対する土地利用について

一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置事業については、今後の村の土地利用計画への影響が懸念される。

このため、村内においては、独自の整備基準を設けその基準に該当しない場合には開発に同意しないなど、他の先進自治体を参考に条例等例規の整備を図り、開発の抑制に努めるとともに、本村の美しい豊かな自然や田園風景、資源等を次世代に継承できるよう、土地利用計画を図ること。

また、太陽光発電設備の設置事業については、事業廃止時の撤去等費用の積立状況や原状回復がなされる措置が講じられているか把握に努め、講じられていない場合には、関係機関と協議の上、事業者に対して適切な指導にあたられたい。

2. 村総合振興計画等との整合性について

村土の均衡ある発展を目指し、本計画に位置づけされた基本構想に掲げる事項を達成するため、総合振興計画や個別計画において各種施策を展開し、計画的な土地利用を促進すること。

なお、災害防止の観点から、河川改修等については、より防災、減災対策を推進するため、想定される危険区域については、国県等関係機関にも強く要望し、調整を図りながら災害に強い村土づくりに努められたい。

以上